

令和2年11月30日

「校内でのタブレットパソコン活用のルール」(3・4年生用)について

八代市教育委員会

学習したことをよくりかいし、より深い学びにしていくために、タブレットパソコンを上手に使うことが大切です。タブレットパソコンはみなさんの学習に役立つための道具です。べんりな道具ですが、使い方で心配されることもあります。そのため、八代市では、「校内でのタブレットパソコン活用のルール」を決めました。八代市の子供たちみんながこのルールを守り、タブレットパソコンを「安心・安全」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校のタブレットパソコンは、学習活動を行うときに使います。

2 基本的なきまり

- 授業時間に使用します。
- タブレットパソコンは、さいしょに配られたものを6年生まで使います。大切に使いましょう。
- タブレットパソコンを使うときには、使わないものをつくえの中に入れます。
- シャットダウンはしません。
- 運ぶときは、できるだけ両手でもちます。
- 画面(タッチパネル)は、指やせん用ペンでふれます。
- タブレットパソコンを持っていどうする人がいたり、つくえの上にタブレットパソコンをおいていたりするので、ろうかや教室ではしずかにすごします。
- 雨の日に外で使うことはできません。

3 使うときには

- 先生の話をよく聞きます。
- 先生のしじをよく聞き、しじされた使い方を使します。

4 けんこうのために

- 正しいしせいで、画面に近づきすぎないようにして使います。
- 使った後の休み時間には、遠くを見るなどして目を休ませましょう。



5 安全・安心のために

- 自分のタブレットパソコンを人にかしたり、使わせたりしません。
- インターネットにはフィルタリングがかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。
- 自分やほかの人の個人じょうほう(名前や住所、電話番号など)はインターネット上でぜったいに書きこみません。
- 人をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることをぜったいに書きこみません。



6 自分や人のけんりを守るために

- カメラでだれかをとるときは、勝手にとらず、かならず相手のきよかをもらいます。(肖像権)
- 人が作ったりさつえいしたりしたものを勝手に使うことはできません。しかし、利用のきよかをもらい、使うためのきまりを守ることで利用することができます。(著作権の保護)

7 せつていのへんこう

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンのならび方や位置、背景、色などのタブレットパソコンのせつ定は、勝手に変えません。

8 不具合やこしょう

- 学校で、タブレットパソコン本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- タブレットパソコンや専用ペン、充電保管庫、アクセスポイントなどのきかいをわざとこわした場合には、弁償をします。

9 使用のせいげん

- 「タブレットパソコン活用のルール」が守れないときは、タブレットパソコンを使うことができなくなります。

